

⑤ 労災保険率のメリット制について

メリット制は、事業主の負担の公平を図るために、個々の事業場の業務災害率の高低に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上経過（3月31日現在）し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**100万円以上**の事業が該当します。



メリット制適用事業場については、「平成21年度労災保険率決定通知書」が同封されていますので、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、該当する「事業の種類」のメリット率を記入し、労災保険料を算出してください。

平成21年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、労災保険料を基準料率で算出してください。

メリット制が適用される事業については、事業の種類ごとに定められた労災保険率から非業務災害率を除いた率に対して、メリット収支率に応じたメリット増減率（最大±40%の範囲）で増減され、労災保険率の引き下げ、または引き上げが行われます。

なお、非業務災害率は、事業の種類によらず、1000分の0.8（平成21年4月1日以降は1000分の0.6）となります。

⑥ 機械装置の範囲（例示）

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」（業種番号36）における機械装置の範囲については、下記のとおり例が示されています。

- | | | |
|---------------|-------------------|----------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 8. 発砲ポリスチレンプラント | 15. 水力発電設備 |
| 2. 火力発電所ボイラー | 9. 電気集塵装置 | 16. 索道（ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト） |
| 3. 原子炉 | 10. ガス発生装置 | |
| 4. ゴミ焼却装置 | 11. 水処理設備 | |
| 5. 原子力発電所タービン | 12. エレベーター | |
| 6. 抄紙機（改造） | 13. エスカレーター | |
| 7. 連続鋳造機 | 14. 石油精製、石油化学プラント | |